時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日五休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報紙ヨリ再送ニ要セル費用ハ郵送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行三日限	一行二日以上	一行一日	一行二付 七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘	五錢九厘五毛
廿一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛		五錢八厘

時事新報

地方官諮問會（昨十六日の續）

愛に又中央政府と地方官とに向て特ふ注意を促す所のものは財政の一事なり我邦は敢て封建時代の舊風に懲くして官民の粗野質朴を願ふにあらず既に國を開て文明の域場ふ入る上は有形の物、無形の事、都て開進の針路に向て疇躍をることあく之が爲めには固より國財を要することあれば我國人の力に叶ふ丈けは之を支へて遠くなきを期するものなれども國財の物たるや有形にして數の明白なるものあれば其集散の模様次第にて經ち國民の生活に影響を及ぼし之を蔑ふて敝ふ可らざるを如何せん數年來各地方に民生の困難ふれを名けて不景氣と云ふ、其不景氣の原因は一にして足らず經世家の論說甚ぞ多しと雖も都見と以てすれば我國殖産の力未ざ大に進まずして文明の散財漸く增加し其出入平均を得ざるものゑ云はざるを得ず之を一家にして云へば父兄子弟共に文明衣食住の新裝を悅んで財を散じながら心身の働は尙未ざ其散財を償ふの方便と得ず以て嬉計の困難を致しさるもの〻如し文明の事物欣慕に堪へずと雖も穩念なるべい有形有數の財に制限せられて進ひを得ざるの今日なれば此時に當りては唯民力を養ふの一手段あるのみ過般公布明治十五年度の決算と見るゑ歳入七千三百五十萬圓餘に增したるが數に二ヶ年度の歳入豫算六千六百八十何萬圓のものが決算に至りて七千三百五十萬圓餘に增したるが數に二ヶ年度の歳入豫算七千九百九十三萬六千八百七十圓ハ實際の決算に至り八千七百九十四萬五千九百八十一圓九十九錢四厘の數を現はすを可き比例の割合なり明治十五年と二十年と前後六年の間に國財の集るみと一千四百四十三萬七千五百五十四圓七十六錢三厘を增したるものと豫想せざるを得ず

以上は唯金圓の數の差なれども之に加ふるに銀貨紙幣の價値と以てすると雖も之は尙ほ實際に甚の大なるものを見ず而し明治十五年度期より翌十六年五月末に至る二ヶ月間銀貨紙幣の平均を見るに

七月同	一圓五十六錢八厘五毛
八月同	一圓五十六錢二厘
九月同	一圓六十一錢二厘
十月同	一圓五十八錢七厘
十一月同	一圓五十九錢九厘
十二月同	一圓四十九錢三厘五毛
十六年一月同	一圓三十九錢六厘五毛
二月同	一圓三十六錢五厘
三月同	一圓四十錢八厘五毛
四月同	一圓四十一錢
五月同	一圓三十四錢二厘五毛
	一圓三十二錢五厘
	一圓三十二錢九毛

平均一圓四十七錢二厘九毛

右の如く十二ヶ月を平均すれば明治十五年度の銀貨は一圓四十七錢二厘九毛にして紙幣一圓は銀貨六十七錢八厘九毛に當る可し左れば十五年度の決算七千三百五十萬八千四百二十七圓二十三錢一厘と云ふも之を銀貨にすれば四千九百九十萬七千二百七十六圓二十七錢九厘に過ぎず然るに二十年度の歳入は銀紙同等の通貨なるが故に其歳入豫算の七千九百九十三萬六千八百七十圓と以て十五年度の決算銀貨の數四千九百九十萬七千二百七十六圓二十七錢九厘に比しても大數三千萬圓の差あり若しも我邦の孫想する如く二十年度の決算も十五年度の決算七千三百五千九百八十一圓九十九錢四厘に達するとぞい兩年度の決算の差は實に三千八百三萬八千七百餘圓にして七割六分餘の增加なり即ち其數は日本國の人別に課して一人に付き凡そ一圓餘と爲り其割合は明治十五年に十圓拂ひしものゑ二十年にハ十七圓六十錢餘を出すの實を見る可し

抑も尋常の議論より云へば國財を集るゑ年々其增加するは誠に目出度き次第にして即ち全國殖産の進歩と表するに足るもれあれども我國に於ては近年その進歩は實を見ざるのみか地方の報告に據れば何れも衰頽を訴へざるものなし殖産は振はずして國財は消費には七割六分增の要用を見たり民生の易らざるも亦偶然に非ず我邦敢て今日の歳入を減して明治十五年の實數に立戻らんみとを主張せるに非ず前後六年の間に次第に增して今の有樣に至り種々樣々の勢を成ざたることならんあれば俄に劃變を促すには非ざれども爭ふ可らざるは物の數にして此處に增するものは彼處に減じ一毫たりとも無より有を生ずるの道理あらざるが故に今度の地方官諮問會ゑそ幸の機會なれ中央政府も來集の府縣官も能く〻物の數に注意し國財集散の一義を講して華と去り實に就て實際に斯民を休養するの議あらんことを以て遠に此書と方官諮問會ゑそ幸の機會なれ中央政府も來集の府縣官も能く〻物の數に注意し國財集散の一義を講して華と去り實に就て實際に斯民を休養するの議あらんことを以て遠に此書と

（完）

官報

○海軍省訓令第廿號　昨十六日の本紙官報欄内に掲げたる海軍省訓令第二十號第三行中往復は往返の誤りなりと昨十六日の官報に是正したり

○大藏省訓令第八號

北海道廳　府縣沖繩縣ヲ除ク

明治十二年三月地租改正事務局乙第三號達地券取扱順序中末項地券下與及ヒ書換ヲ爲シタルモノハ云々ノ一項ヲ廢止ス

明治廿一年二月十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○公債償還　大藏大臣より一昨十四日東京府へ左の通し達したり

七分利付金納公債元金償還ノ爲メ來ル廿一日共廳ヘ國債證書所有者ノ官員出張抽籤執行爲致候條該公債證書ノ所有者十名以上ヲ選ミ立會トシテ同日午前第九時出頭候樣取計フヘシ

○武藏艦落成　海軍横須賀造船所に於て新造の軍艦武藏號は去月廿六日悉皆落成せり同艦の船質は鋼骨木皮にして長さ六十一メートル二六四、幅十メートル六六八、平均喫水五メートル〇一二、排水量千六百六十四噸最大實馬力（但同上）十二ノット、四三なり（海軍省）

○茶業組合規則の件に付き照會　去る二日付を以て千葉縣より農商務省農務局へ昨二十年省令第四號茶業組合規則中疑義に渉る處々即ち第十一條に違犯したる者あると云ふは第三十六條に據り罰せらるゝとなれば規約中に違約處分を要せざる樣考へらるゝも規約事項中違約處分の目ある以上は不正不良茶を製造せらるる費用負擔の義務を負ひたる者等あるとき之が違約處分をあし其處分に服したるときは規約を遵守したる者と同處分に服せざるとき初めて罰金に處せらるゝの運びに至るものと思考せり果して然るや」第十六條組長は紛議を仲裁し云々とありて第三十三條事項中紛議を仲裁するの方法あく第三十四條事項中に明記ゐり然るに組長に於て仲裁する以上は組合規約中へも其方法を明記せしむべきや將た會議所規約に掲ぐる所の方法により仲裁せしめ會議所は仲裁せざる義か」第十八條事務員とい即役員の名稱なりや果して然らば若干名の内其長を互撰せしむるを得べきや將た權利の同一なる者數名を置くとなるや或は正副頭取等の名義と付せる義なるゑ」組合員の證票い從前取締所より交付せしも自今は各組合より交付し縣廳の檢印を要せざるとと考ふれども果して然るや組合の希望に依りては檢印して差支おきや組合及聯合會議所の兩者共に規約事項中違約處分の方法あり譬へば粗惡不正茶を矯正する方法等に就き兩者共同一の違約處分法と掲げ若し組合員中違約者ありて之を處分するに組合に於てもるも會議所に於てするも差支なゐや又は同一に處分すべき事項を編ぐべき主旨には之なゐや」と照會ありたるに同八日付同局より規則第十一條に違犯せざる者い罰金に處し尙規約中違約金を徵收するの項に觸れたる者い規約に據り處分せらるゝ義なり」同第十六條に據り組長は紛議と仲裁するの權を有し仲裁の方法は第三十四條に據り聯合會議所の規約に掲げ會議所は仲裁せざる義なり」同第十八條事務員は役員の名稱にして別に頭取等の名と付せざる義なり」組合員の證票は其希望に依り縣廳にて檢印するも差支なし」組合及聯合會議所の兩規約は其事項と異にすると以て共に違約者處分の方法を掲ぐるの必要あるい勿論の義にして一方に掲げたるものは一方に掲げしめざる積りなりなと回答せり（農商務省）

雜報

○雪中の旅行　先月下旬東京を立ち鄉里なる新潟縣下北浦原郡まで歸りさる社友より雪中旅行困難の樣子を申越したり其際に曰く東京上野より汽車に乘り横川に達し夫れより信州長野までは馬車ふ乘りて格別困難事あるのしかど偖長野以北い越後路に近づくに從つて雪益々深く已に新潟縣下に入れば丈餘の積雪を見る次第にて行路の困難は容易あらず長野より柏原驛迄は人力車、夫れより直江津迄は雪車、柏崎より長岡迄い駕籠、長岡より新潟までは川蒸汽、新潟より鄉里までい川船と人力車と雪車にして東京より鄉里まで百二十里許りの道中七種の乘物にて十一度の乘替を爲しさり朔風衣を搏ちて寒氣肌に徹する當節柄、右樂の手數に困却する上に旅費の不廉なること尋常ならず雪中十里餘の旅費は上野驛寫間百餘里の汽車賃よりも遙かに高し云々と。

○相模川の鮭　義に水產局より相模川筋へ鮭魚成育の實況調査に爲め局員を出張せしめさるに此程歸京しての話なりといふと聞に從來土地の漁民は鮭の捕獲法を知らずして唯鮎を捕ふる樂に時として鮭の懸るを捕獲せしが本年一月初旬は屢々川筋と游泳なし居るを見掛て多分に捕へたるに隱すより兎角に聞て近村漁夫の姿年は二尺五寸餘もしといへば同魚のと

○水產物共進會　津の水產會社及北店たる事と約定せんが爲め來る五を開く筈にて其品參、鱈、蛸、鰯、鯖、といふ

○金庫の訴訟　府目の萩原彌吉氏と氏の間には金庫の廣告して頻りに爭原氏の廣告文中に萩原氏が此廣告文新聞に謝罪文を載意にて名譽恢復の

○新刊書　漢英對上るもの汗牛充棟て起ると云はんよ故なりと云て可な先人の著譯を剽竊出するもの多くは きに非ずや高橋五文字に漢英を對譯新文字甚ぞ多くしあ犯ものゝ比に非と同時に文學世界も今度出版えたるするは著者應に任林富美發兄）○養氏の著なり氏の編て令兄も亦ふ曾てす駿君の歡養令兄を以て遠に此書と るとは記して和漢の眞實たるべきの も既に充分の價値 學染色法 は織物 來泰西の染料製品 せんとするの有樣 、用法を解說した 添附えたり織物 は世に稱益せる所 ○最近出版の雜誌 東京專門學校法學部雜誌 成立學會女子部講義錄 いちつゞ 中外醫事新報 醫事報知 和歌山 第四十三 雜報 第六十四

文官試驗科目
右試驗ニ應スル科目書類一切強メテ正確ニ仮賣
●富田源太郎君著　博言學士エフ、ワーサントン、イーストエ紐育アウティング繪入雜誌記者ステー